



## (I)消費者の権利

消費者は商品を自由選択し、自由な取引を行うことができるとされている（消費者主権）

しかし、情報の間違いや過剰な広告宣伝などにより、消費者主権が損なわれ、消費者の利益が奪われる問題が後を絶たない。これを<sup>[1]</sup> ]といい、問題が起こらないよう保護することが求められている。

まずは以下のクイズを考えてみよう。

| 問 題                                                                                                                                                               | あなたの<br>解答 | 正解 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----|
| ①店で買い物をするとき、契約が成立するのはいつか？<br>A：商品を受け取った時                      B：代金を支払ったとき<br>C：店員が「はい、かしこまりました」と承諾の発言をした時                                                         |            |    |
| ②店で商品を買ったが、使う前に不要になった。解約はできるか？<br>A：解約はできない    B：レシートがあれば解約可能    C：開封前なら解約可能                                                                                      |            |    |
| ③17歳の高校生が保護者に内緒で10万円の化粧品セットを契約した。<br>この契約は取り消すことができるか？<br>A：取り消すことはできない              B：未成年者取り消しができる<br>C：保護者が取り消しを求めた場合のみ、未成年者取り消しができる                            |            |    |
| ④ネットショップでTシャツを買ったがサイズが合わない。<br>これはクーリングオフができる？<br>A：クーリングオフできない    B：契約後14日間ならクーリングオフできる<br>C：商品が届く前ならクーリングオフできる                                                  |            |    |
| ⑤製品による事故が発生した場合、損害賠償を求めることができる？<br>A：損害賠償はされない    B：製品の代金のみ返金を求めることができる<br>C：製品の欠陥が原因であれば、広く損害賠償を求めることができる                                                        |            |    |
| ⑥クレジットカードの支払いで1つ1つの商品の残高が分かりにくいのは？<br>A：36回分割払い    B：リボルビング払い(リボ払い)    C：ボーナス1回払い                                                                                 |            |    |
| ⑦買い物をした後日に代金を支払うことになるのはどれ？<br>A：デビットカード    B：クレジットカード    C：プリペイドカード                                                                                               |            |    |
| ⑧契約書に書かれている部分を見逃したことにより、消費者が誤認して<br>結んだ契約は、どのように処理できるか？<br>A：誤認した場合は、いかなる場合も消費者契約法により契約の取り消しができる<br>B：見逃したのは消費者側の不手際であり、取り消しは認められない<br>C：口頭で説明していなかった場合、取り消しができる。 |            |    |

## (Ⅱ)消費者保護と行政

**消費者問題** : 医薬品・食品の欠陥による被害  
悪徳商法などによるトラブル

- ・森永ヒ素ミルク事件（1955）  
森永粉ミルクに多量のヒ素が混入し、乳児に原因不明の発熱・嘔吐が発生。
- ・サリドマイド事件（1960 頃）  
睡眠剤をつわり止めに服用した妊婦から、手足に障がいをもつ子が生まれた事件。

このような問題が起こらないために、消費者が企業と対等に契約ができることを保障する必要がある

### 背景

- ・情報の<sup>[2]</sup> ]…消費者と企業の間には、もっている情報に格差がある。
- ・<sup>[3]</sup> ]…企業の宣伝効果によって、購買意欲が左右される。
- ・<sup>[4]</sup> ]…他人の消費に影響されて消費活動を行なう。

つまり、消費者は、企業が裏で何をしているかわからないことも多いのに、  
宣伝や周りに流されて消費活動を行なう。→ これでは消費者が不利！消費者の権利を守らねば！

### ■ 消費者運動の高まり

**アメリカ** 1962 <sup>[5]</sup> ] : <sup>[6]</sup> ]大統領  
 ①安全である権利 ②知らされる権利 ③選択できる権利 ④意見を聞いてもらう権利



**日本** 1968 <sup>[7]</sup> ]  
 消費者は国や地方が守るものとして、企業に商品の安全性を求めたり、表示を義務づけたりした。※2004 年に全面改正して<sup>[8]</sup> ]となる。  
1970 国に<sup>[9]</sup> ]センター、地方に<sup>[10]</sup> ]センターを設置  
1994 <sup>[11]</sup> ] (PL 法)  
…製品の欠陥を立証すれば、製造者側の過失の有無にかかわらず、賠償責任を負う  
= **無過失責任制度**  
2000 <sup>[12]</sup> ]…不当な方法で結ばれた契約に関しては契約を解除できる  
2000 訪問販売法が<sup>[13]</sup> ]に改称…**クーリングオフ制度**<sup>※1</sup> が設けられる  
2009 <sup>[14]</sup> ]設置 … 消費者関係の仕事を一元化するために設置。

### ■ 消費者社会の確立

- ・<sup>※1</sup> **クーリング・オフ制度** : 購入後、一定期間なら違約金無しで契約を解除できる制度。  
ただし、訪問販売や電話勧誘販売などの消費者が不利な状況での契約に限定され、適用されないものもある。
- ・<sup>[15]</sup> ]制度 : 欠陥商品を企業が回収・無償修理する
- ・<sup>[16]</sup> ] : どのような流通経路を経て店先に並んでいるかを示す
- ・<sup>[17]</sup> ]消費 : 地域や将来世代にとってよいものかを考えて商品を選択すること
- ・<sup>[18]</sup> ]商品 : 適正な価格で貿易された原料を使用した商品

#### ※多重債務への取り組み

罰則のない範囲でのぎりぎりの金利(<sup>[19]</sup> ])を定める貸出が横行し、  
多重債務者が自己破産に陥る状況があとを絶たない。これを防ぐため、2006 年に<sup>[20]</sup> ]を制定



## (I)消費者の権利

消費者は商品を自由を選択し、自由な取引を行うことができるとされている（消費者主権）

しかし、情報の間違いや過剰な広告宣伝などにより、消費者主権が損なわれ、消費者の利益が奪われる問題が後を絶たない。これを<sup>[1]</sup> **消費者問題** ]といい、問題が起こらないよう保護することが求められている。

まずは以下のクイズを考えてみよう。

| 問 題                                                                                                                                                               | あなたの<br>解答 | 正解 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----|
| ①店で買い物をするとき、契約が成立するのはいつか？<br>A：商品を受け取った時                      B：代金を支払ったとき<br>C：店員が「はい、かしこまりました」と承諾の発言をした時                                                         |            | C  |
| ②店で商品を買ったが、使う前に不要になった。解約はできるか？<br>A：解約はできない    B：レシートがあれば解約可能    C：開封前なら解約可能                                                                                      |            | A  |
| ③17歳の高校生が保護者に内緒で10万円の化粧品セットを契約した。<br>この契約は取り消すことができるか？<br>A：取り消すことはできない              B：未成年者取り消しができる<br>C：保護者が取り消しを求めた場合のみ、未成年者取り消しができる                            |            | B  |
| ④ネットショップでTシャツを買ったがサイズが合わない。<br>これはクーリングオフができる？<br>A：クーリングオフできない    B：契約後14日間ならクーリングオフできる<br>C：商品が届く前ならクーリングオフできる                                                  |            | A  |
| ⑤製品による事故が発生した場合、損害賠償を求めることができる？<br>A：損害賠償はされない    B：製品の代金のみ返金を求めることができる<br>C：製品の欠陥が原因であれば、広く損害賠償を求めることができる                                                        |            | C  |
| ⑥クレジットカードの支払いで1つ1つの商品の残高が分かりにくいのは？<br>A：36回分割払い    B：リボルビング払い(リボ払い)    C：ボーナス1回払い                                                                                 |            | B  |
| ⑦買い物をした後日に代金を支払うことになるのはどれ？<br>A：デビットカード    B：クレジットカード    C：プリペイドカード                                                                                               |            | B  |
| ⑧契約書に書かれている部分を見逃したことにより、消費者が誤認して<br>結んだ契約は、どのように処理できるか？<br>A：誤認した場合は、いかなる場合も消費者契約法により契約の取り消しができる<br>B：見逃したのは消費者側の不手際であり、取り消しは認められない<br>C：口頭で説明していなかった場合、取り消しができる。 |            | B  |

## (Ⅱ)消費者保護と行政

**消費者問題** : 医薬品・食品の欠陥による被害  
悪徳商法などによるトラブル

- ・森永ヒ素ミルク事件 (1955)  
森永粉ミルクに多量のヒ素が混入し、乳児に原因不明の発熱・嘔吐が発生。
- ・サリドマイド事件 (1960 頃)  
睡眠剤をつわり止めに服用した妊婦から、手足に障がいをもつ子が生まれた事件。

このような問題が起こらないために、消費者が企業と対等に契約ができることを保障する必要がある

### 背景

- ・情報の<sup>[2]</sup> **非対称性** ]: 消費者と企業の間には、もっている情報に格差がある。
- ・<sup>[3]</sup> **依存効果** ]: 企業の宣伝効果によって、購買意欲が左右される。
- ・<sup>[4]</sup> **デモンストレーション効果** ]: 他人の消費に影響されて消費活動を行なう。

つまり、消費者は、企業が裏で何をしているかわからないことも多いのに、  
宣伝や周りに流されて消費活動を行なう。→ これでは消費者が不利！消費者の権利を守らねば！

### ■ 消費者運動の高まり

**アメリカ** 1962 <sup>[5]</sup> **消費者四つの権利** ]: <sup>[6]</sup> **ケネディ** ]大統領  
 ①安全である権利 ②知らされる権利 ③選択できる権利 ④意見を聞いてもらう権利



**日本** 1968 <sup>[7]</sup> **消費者保護基本法** ]  
 消費者は国や地方が守るものとして、企業に商品の安全性を求めたり、表示を義務づけたりした。※2004 年に全面改正して<sup>[8]</sup> **消費者基本法** ]となる。

1970 国に<sup>[9]</sup> **国民生活** ]センター、地方に<sup>[10]</sup> **消費生活** ]センターを設置

1994 <sup>[11]</sup> **製造物責任法** ] (PL 法)  
…製品の欠陥を立証すれば、製造者側の過失の有無にかかわらず、賠償責任を負う  
= **無過失責任制度**

2000 <sup>[12]</sup> **消費者契約法** ]…不当な方法で結ばれた契約に関しては契約を解除できる

2000 訪問販売法が<sup>[13]</sup> **特定商取引法** ]に改称…**クーリングオフ制度**<sup>※1</sup> が設けられる

2009 <sup>[14]</sup> **消費者庁** ]設置 … 消費者関係の仕事を一元化するために設置。

### ■ 消費者社会の確立

- ・<sup>※1</sup> **クーリング・オフ制度** : 購入後、一定期間なら違約金無しで契約を解除できる。  
ただし、訪問販売や電話勧誘販売などに限り、適用されないものもある
- ・<sup>[15]</sup> **リコール** ]制度 : 欠陥商品を企業が回収・無償修理
- ・<sup>[16]</sup> **トレーサビリティ** ]: どのような流通経路を経て店先に並んでいるかを示す
- ・<sup>[17]</sup> **エシカル** ]消費: 地域や将来世代にとってよいものかを考えて商品を選択すること
- ・<sup>[18]</sup> **フェアトレード** ]商品: 適正な価格で貿易された原料を使用した商品

#### ※多重債務への取り組み

罰則のない範囲でのぎりぎりの金利(<sup>[19]</sup> **グレーゾーン金利** ])を定める貸出が横行し、  
多重債務者が自己破産に陥る状況があとを絶たない。これを防ぐため、2006 年に<sup>[20]</sup> **貸金業法** ]を制定

## クイズの解説

- 問① 契約内容について、双方が合意をした瞬間に契約は成立。口約束でもお互いが合意すれば契約となる。契約書やサインは証拠を残すためのものであり、それがなくとも契約は成り立つので注意しよう。
- 問② 契約は「法的な責任が生じる約束」なので解約はできない。レシートを持参したり、開封前であることを理由に返品を受け付けてくれる店があるかもしれないが、それらは「店側のサービス」である。返品不可ですと言われクレームしたとしても、法的に勝てないので注意。
- 問③ 未成年の取り消しは可能。社会経験の少ない未成年者が保護者の同意なく契約した場合、契約を取り消すことができる。ただし、2022年からは成人年齢が18歳以上になっているため、早ければ高3の年から大人扱いされる。当然、契約も成人扱いされるので自覚を持とう。
- 問④ クーリングオフという制度はある。契約してから[ 8 ]日間以内であれば契約解除ができるという制度だが、「消費者に不利な状況で仕方なく契約された場合」という前提があるため、訪問販売や[ **キャッチ** ]セールス、[ **アポイントメント** ]セールスなどに限定される。  
→ネットショッピングや普通にお店で買ったものに関しては、クーリングオフ制度は適用されない。  
また、[ **マルチ** ]商法(連鎖販売取引)に遭遇した場合は、[ 20 ]日間の解除期間が定められる。
- 問⑤ 製品の欠陥が原因であるならば、治療費なども含め広い範囲で損害賠償を求めることができる。  
※1995年 **製造物責任法 (PL法)**  
★製品や店のサービスで危ない！と思ったら消費生活センターへ TEL ☎ **188**

### 問⑥ ★リボ払いには要注意！！！！

ケース：5万円を18.0%の金利で借りる

30日後から1万円ずつ返済する場合(元金定額リボ払いの場合)



リボ払いは毎月定額の支払いで済む仕組み

一見便利そうに見えるが、支払期間には利息という手数料がかかる。さらに、追加で買い物をすれば永遠に支払いが続くことになる。ずぼらな人は特に、カード支払いには注意してもらいたい！！

### 問⑦ クレジット払いは便利であるけど、利用には注意が必要。

**メリット**：ポイントが貯まるので結構便利。現金がなくても買い物ができる。

**デメリット**：気にせず使った場合、支払期日までにまとまったお金が払えなくなることも。

デビットカードは**即時決済**、プリペイドカードは**事前決済**で支払いが完了する。